	羽村市版事	『業仕分け「公開型事務事業外部評価」 議事録
実施日	平成24年11月18日(日曜日)	
会場	市役所 4 階会議室(第 2 会場)	
事業名	6 太陽光発電システム設置費助成事業	
出席者	【評価員コーディネーター】進邦 徹夫	
(敬称略)	【評価員】石川美紀、島田辰夫、高橋英保、川津絋順、森勇太	
担当部署	産業環境部	環境保全課
質疑応答	(評価員)	利用にあたって、1年以上という文言があるが、羽村の納税
		者であるということを念頭においた制度か。申込期間で落ち
		た方の場合、次回の申請はできないのか。今後の方向性で拡
		大をしていく方向が示されているが、落選している方が多い
		ので、今後も落選される方が増えていくのではないか。今後
		しっかりと予算化をし、対象を増やしていくという考えか。
	(説明者)	要綱上では1年以上羽村に住んだ方としている。助成の趣旨
		を考え、税負担を頂いている方を対象としていくことを前提
		としたものである。平成22年度は、40件で先着順という
		ことで、漏れた方がいた。23年度は、抽選に変更したが、
		震災の影響もあり、抽選に漏れた方を補欠とし、補正予算で
		対応したことで全ての方に支給できた。24年度は、省エネ
		の改修工事の補助も開始したことで、予算としては630万
		円となっている。現状補欠となっている方もいることから、
		補助の状況を見て、対応していきたい。
	(評価員)	現在市内に太陽光発電を導入している方の割合は。
	(説明者)	助成対象以外の件数は把握できていない。平成14年から1
		6年で実施した際に53件、平成22年~23年で127件、
		平成24年度の上半期で35件となっている。
	(評価員)	助成制度の条件が5つあるが、すべてクリアしていないとだ
		めなのか。
	(説明者)	そのとおりである。助成の条件としてこの5つをクリアして
		いただく必要がある。エコチャレンジ環境ファミリーについ
		ても家庭でチャレンジして取り組んでいただくことを条件に
		している。
	(評価員)	途中制度を中断した5年間は何を助成してきたのか。
	(説明者)	平成15年・16年には太陽熱温水器に対しても助成し、1
		7年からはエコキュート、平成20年・21年はエコキュー
	/·	ト・エコジョーズ・エコウィル等を助成対象とした。
	(評価員)	その助成金の対象者は何人か。

(説明者) エコキュートは269件、エコジョーズ95件、太陽熱温水器7件が実績である。

(評価員) 助成制度の交付状況、23年度は特別な状況であったが、2 2年度が1件落ちてしまっていたが、24年度は現在20件 採用されていないのか。

(説明者) 24年度は2期に分けて実施している。2期がこれからなので、その中で対応していく。

(評価員) 24年度予算超過件数19件とは何か。

(説明者) 現在補欠となっている件数である。その他の省エネ改修工事 の実施状況の中で、申請が少なければ太陽光発電の対象者を 拾っていこうという考えである。

(評価員) その他の工事の件数が伸びれば、太陽光には回ってこないという可能性はある。それであれば、助成額は少なくなるかもしれないが、予算の上限は決まっているわけだから、申請者の人数で予算額を割って交付していくことが平等性の観点からは必要ではないか。

(説明者) 市でも、限られた予算の中でなるべく多くの方に利用してい ただこうということと、公平性などを考えながら実施してい る事業である。22年度は4期に分けて先着順で実施してい たが、受付初日から行列ができて、すぐに終了してしまった 現状もあった。その後23年度は2期に分け、同じ土俵に乗 るという公平性を担保するため、抽選制を導入した。他市で は1 k w あたりの金額で助成している。その場合、3 k w で 15万円という自治体もある。羽村の場合は、予算枠もある し、公平性を担保するためにも各家庭1件50,000円と いう条件で助成している。出来るだけ予算を取って対象を拾 っていくことが出来るようにしていく考えではあるが、市の 予算も限界がある。国・都・市の3者で実施しているもので あり、トータルで助成を検討している方が多いはず。国・都 の状況をみながら実施していくべきものであると考える。今 回は太陽光についてだが、いろいろな自然エネルギーの活用 に向けた助成を市では実施している。630万円の予算枠の 中で、いろいろな対象工事へ助成していきたいという考えで ある。100%の公平性担保ということは難しいので、時期 的なものなどについても委員の皆さんの意見をいただきた V10

(評価員) 他市との状況が違っている。他市は15万など。より多くの方にいきわたったほうがいい。国・都のサービス支給は抽選か、申請すれば助成してもらえるのか。

- (説明者) 国・都は先着順である。
- (説明者) 他市も当初は先着順であったが、ここで受付も増加傾向にあり、抽選に変更してきている。予算には限りがあり、公平性の担保が課題である。
- (評価員) 集合住宅・分譲マンションは対象外だが、その理由は?導入 は難しいか?
- (説明者) 羽村の場合は、マンションでも所有者の方がマンションに住んでいて、その所有者の部屋の電気を太陽光にする場合は対象になる。全部のというと対象にはならない。国・都の場合はマンションも対象である。羽村の場合は個人のみが対象である。
- (評価員) 分譲マンションの場合は今後も対象外か。
- (説明者) 温暖化の関係で温室ガスを削減するため、10年後に二酸化炭素を25%削減する目標を立てている。震災の影響で他の自治体も見直している現状を考えると、羽村も見直しをしていかなければならないと考えている。今の時点では、一番効率的なのが太陽光発電であり、今後はマンションなどへの導入についても、検討していく必要があると考えている。
- (評価員) 集合住宅などの人を考えると、給湯器等を実施していった方が対象者は増やせる。市民への公平性を考えると、太陽光よりも給湯器への助成の方が効果が高い。
- (説明者) そういうこともある。そこで、平成24年度から住宅省エネ 改修工事として、給湯器関係も対象に加えている。これらの 改修工事が普及していけば、さらに、広い範囲の方に利用し ていただけるものと考えている。
- (評価員) 市は、申請する方の前提として、もともと導入意欲があった 方が、こういう制度があるから利用しようという方を対象に しているのか、それとも太陽光を導入しようとは思ってなか ったけど、余裕があるから設置してみようという方を念頭に 置いているのか。その両方か。
- (説明者) 総額は高額であるが、省エネを考えて実施していただける方 を対象にしている。少しでも多くの方に実施していただけれ ばと考えている。
- (評価員) 5万円が適正かどうかが課題。また、成果目標に、導入した ことにより、市民の温暖化に対する意識の向上の達成とある が、それは何か。
- (説明者) CO2の削減に取り組むことにより、市民意識の向上にも寄 与しているものと考えている。
- (評価員) 資料では、発電見込料となっているが、その後の発電量は。

	(説明本) ※泊い細木た人後宝坊していくマウトしていて		
	(説明者) 後追い調査を今後実施していく予定としている。		
	(評価員) 効果が捉えられていないものに、国・都・市の税金を導入す		
	べきか課題がある。		
判定	【評価結果】		
	③:市が実施・改善が必要(ア:事業内容を見直すべきである。)		
	【主な意見】		
	(1)地球温暖化や原発等のエネルギー問題を捉えると継続すべきであるが、助		
	成金単価、太陽光以外への拡大、申請方法など見直す必要がある。		
	(2) 導入後の成果について調査する必要がある。		
	(3)申請しても落選者が出ない方向で実施して欲しい。		
	(4) 自然エネルギーの活用は震災以降必要であり、これを普及するために事業		
	の公平性を考えながら、実施していくべきである。		